

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

平成31年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、妊婦・乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査等に関する事務を実施する。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 保健指導、新生児の訪問指導、健康診査の実施 (2) 妊娠の届出の受理、届出に係る事実の確認 (3) 母子健康手帳の交付、台帳の整備、再交付 (4) 妊産婦の訪問指導 (5) 低体重児の届出の受理、届出に係る事実の確認 (6) 未熟児の訪問指導 (7) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の申請の受理 (8) 養育医療給付台帳の整備 (9) 母子保健法の規定による養育医療券の交付、養育医療の給付決定の通知、養育医療に要する費用の徴収 （マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領を含む）</p>
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
妊娠届出ファイル 乳幼児健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第49項 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【番号法第19条第7号及び別表第二】</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠） ・別表第二の第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄（情報提供者）に対し、第4欄（特定個人情報）の提供を求めるとされている項</p> <p>70の項</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠） ・別表第二の第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報）に「母子保健法による養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給に関する情報若しくは妊娠の届出に関する情報」が含まれる項</p> <p>26、56の2、87の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課 保健センター 健康推進係
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-88-47-5015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課 保健センター 健康推進係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	評価書名	母子保健関係事務 基礎項目評価書	母子保健に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	母子保健関係事務	母子保健に関する事務	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、 母子健康手帳の交付及び未熟児養育事業に 関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届 データ提供及び未熟児養育事業データ提供	母子保健法に基づき、妊婦・乳児及び幼児に 対する保健指導、健康診査等に関する事務を 実施する。 母子保健法及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」とい う。)に基づき、特定個人情報ファイルを次の事 務で取り扱う。 (1) 保健指導、新生児の訪問指導、健康診査の 実施 (2) 妊娠の届出の受理、届出に係る事実の確 認 (3) 母子健康手帳の交付、台帳の整備、再交付 (4) 妊産婦の訪問指導 (5) 低体重児の届出の受理、届出に係る事実 の確認 (6) 未熟児の訪問指導 (7) 母子保健法による養育医療の給付又は養 育医療に要する費用の支給の申請の受理 (8) 養育医療給付台帳の整備 (9) 母子保健法の規定による養育医療券の交	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成29年1月6日	2. 特定個人情報ファイル名	健診対象者ファイル、宛名情報ファイル	妊娠届出ファイル 乳幼児健診ファイル	事後	
平成29年1月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の49項並びに母 子保健法第20条等	・番号法第9条第1項 別表第一の第49項 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号) による保健指導、新生児の訪問指導、健康診 査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産 婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪 問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に 要する費用の支給又は費用の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年1月6日	4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の56の2,70,87の 項並びに母子保健法施行規則第9条等	【番号法第19条7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村 長」のうち、第2欄(事務)「母子保健法による 費用の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの」を処理するために第3欄(情報提 供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を 求めることができるとされている項 70の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村 長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保 健法による養育医療の給付、養育医療に要す る費用の支給に関する情報若しくは妊娠の届 出に関する情報」が含まれる項 26、56の2、87の項	事後	
平成29年1月6日	5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉課 健康推進係	健康福祉課 保健センター 健康推進係	事後	
平成29年1月6日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	健康福祉課 健康推進係 群馬県邑楽郡邑 楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533	健康福祉課 保健センター 健康推進係 群 馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276- 88-5533	事後	
平成30年2月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づき、妊婦・乳児及び幼児に 対する保健指導、健康診査等に関する事務を 実施する。 母子保健法及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」とい う。)に基づき、特定個人情報ファイルを次の事 務で取り扱う。 (1) 保健指導、新生児の訪問指導、健康診査の 実施 (2) 妊娠の届出の受理、届出に係る事実の確 認 (3) 母子健康手帳の交付、台帳の整備、再交付 (4) 妊産婦の訪問指導 (5) 低体重児の届出の受理、届出に係る事実 の確認 (6) 未熟児の訪問指導 (7) 母子保健法による養育医療の給付又は養 育医療に要する費用の支給の申請の受理 (8) 養育医療給付台帳の整備 (9) 母子保健法の規定による養育医療券の交 付、養育医療の給付決定の通知、養育医療に 要する費用の徴収	母子保健法に基づき、妊婦・乳児及び幼児に 対する保健指導、健康診査等に関する事務を 実施する。 母子保健法及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」とい う。)に基づき、特定個人情報ファイルを次の事 務で取り扱う。 (1) 保健指導、新生児の訪問指導、健康診査の 実施 (2) 妊娠の届出の受理、届出に係る事実の確 認 (3) 母子健康手帳の交付、台帳の整備、再交付 (4) 妊産婦の訪問指導 (5) 低体重児の届出の受理、届出に係る事実 の確認 (6) 未熟児の訪問指導 (7) 母子保健法による養育医療の給付又は養 育医療に要する費用の支給の申請の受理 (8) 養育医療給付台帳の整備 (9) 母子保健法の規定による養育医療券の交 付、養育医療の給付決定の通知、養育医療に 要する費用の徴収 (マイナンバーのサービス検索・電子申請機 能での受領を含む)	事後	
平成30年2月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事後	
平成31年4月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	